

2026年3月11日

株主各位

福岡県北九州市八幡西区東浜町1番1号
黒崎播磨株式会社
代表取締役社長 江川 和宏

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」といいます。）から、2026年3月11日付で、同法第179条の3第1項に基づき、当社の株主（ただし、日本製鉄及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）の全員に対し、その所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を日本製鉄に売り渡すことの請求（以下「本売渡請求」といいます。）に係る通知を受領し、これを受け、同日開催の当社取締役会において本売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所
名称：日本製鉄株式会社
住所：東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
2. 特別支配株主完全子法人に対して本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）
該当事項はありません。
3. 本売渡請求により本売渡株主に対して、本売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号及び同項第3号）
日本製鉄は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき4,200円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2026 年 4 月 1 日

6. 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

日本製鉄は、本売渡対価の全てを、日本製鉄が保有する現預金を原資として支払うことを予定しているとのことです。日本製鉄は、日本製鉄が 2026 年 2 月 2 日から当社株式に対して実施した公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として、株式会社三菱UFJ 銀行作成の 2026 年 2 月 2 日付残高証明書を提出しております。日本製鉄において、本売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

7. その他の本売渡請求に係る取引条件（会社法施行規則第 33 条の 6、同第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付いたします。

ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（ただし、本売渡対価の交付について日本製鉄が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡対価を支払うものいたします。

以上